



平成 17 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 アクモス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 飯島秀幸
(J A S D A Q ・ コード 6 8 8 8)
問 合 せ 先 代表取締役社長 飯島秀幸
電 話 番 号 0 3 - 3 2 3 9 - 2 3 7 7

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は平成 17 年 2 月 16 日開催の当社取締役会において、第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債および第 2 回アクモス株式会社新株予約権の発行を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I. 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

- | | |
|--------------------------|--|
| 1 社債の名称 | アクモス株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2 社債の発行価額 | 額面 100 円につき金 100 円 |
| 3 新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4 新株予約権の発行価額の算定理由(無償の理由) | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできず、新株予約権が行使されると代用払込により社債は消滅し、かつ社債が繰上償還されると新株予約権は消却されるなど、社債と新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また新株予約権の理論的価値と、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値とを勘案して、新株予約権の発行価額を無償とした。 |
| 5 払込期日及び発行日 | 平成 17 年 3 月 8 日(火) |
| 6 募集に関する事項 | |
| (1)募集の方法 | 第三者割当の方法による。(割当先は、第 11 項に記載の通り) |
| (2)発行価格(募集価格) | 額面 100 円につき金 100 円 |
| (3)申込日 | 平成 17 年 3 月 8 日(火) |
| (4)申込取扱場所 | アクモス株式会社 管理部 |

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 2 回アクモス株式会社新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号②記載の転換価額(ただし、本項第(8)号によって調整された場合は、調整後の転換価額)で除して得られる数とする。この場合に行使により生じる1株の100分の1未満の端数は切捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権行使により1株の100分の1の整数倍の端株が発生する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 新株予約権の総数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計15個の本新株予約権を発行する。

(3) 行使時払込金額及び転換価額

①本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。

②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、当初53,200円とする。

(4) 行使時の払込金額(転換価額の算定理由)

新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額とし、当初転換価額は、平成17年2月15日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値及び直前1週間の当社普通株式の株価推移と出来高を参考とし、53,200円とした。

(5) 新株の発行価額中の資本組入れ額

資本に組み入れる額とは、転換価額(ただし、本項第(9)号によって調整された場合は調整後の転換価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(6) 行使請求期間

本社債の社債権者は、平成17年3月9日から平成21年3月5日(第8項第(6)号④に定めるところにより、平成21年3月5日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日)までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること(以下、「行使請求」という。)ができる。ただし、行使請求期間を経過した本新株予約権については行使請求することができない。

(7) その他行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。

(8) 転換価額の修正

本転換社債型新株予約権付社債の発行後、平成17年3月を初回とする6ヵ月毎の第4金曜日(以下、「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、以下の(イ)または(ロ)の金額のうち、いずれか低い金額に修正される。ただし、修正後の転換価額は40,000円を下限とする。

(イ) その時点で有効な転換価額

(ロ) 決定日まで(当日を含む。)の20連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの20連続取引日とする。)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額。

(9) 転換価額の調整

当社が株式分割又は併合を行う場合は次の算式により 1 株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 株式分割・併合の比率

行使価額は、当社が時価を下回る価額で新株発行（新株予約権の行使によるものを除く）を行う場合は、次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。新株発行の代用として自己株式を処分する場合にも次の算式を準用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたりの発行価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

その他、株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権若しくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合等にも適宜調整する。

(10) 消却事由及び消却条件

当社が第8項第(6)号④により本社債を繰上償還する場合においては、本新株予約権の全部を同時に無償で消却するものとする。

(11) 行使によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当社の普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が7月1日から12月31日までの間になされたときは7月1日に、1月1日から6月30日までになされたときは1月1日に、それぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

(12) 行使請求受付場所

ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部

(13) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

8 社債に関する事項

(1) 社債の総額

金15億円

(2) 社債券の金額

金1億円の1種

(3) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(4) 社債の償還期限

平成21年3月8日(日)

(5) 償還価額

額面100円につき金100円

ただし、繰上償還の場合は、本項第(6)号④に定める価額とする。

(6) 償還方法及び期限	① 本社債は、平成 21 年 3 月 8 日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては④に定めるところによる。 ② 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に支払いを繰り上げる。 ③ 当社は本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債の買入消却の場合、当社は、取得した本社債に付せられた本新株予約権につき、その権利を放棄する。 ④ 当社は当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部を額面 100 円につき次の金額で繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却する。 平成 17 年 3 月 9 日から平成 18 年 3 月 8 日までの期間については金 103 円 平成 18 年 3 月 9 日から平成 19 年 3 月 8 日までの期間については金 102 円 平成 19 年 3 月 9 日から平成 20 年 3 月 8 日までの期間については金 101 円 平成 20 年 3 月 9 日から平成 21 年 3 月 7 日までの期間については金 100 円
(7) 社債券の形式	無記名式とする。
(8) 物上担保の有無	なお、本新株予約権付社債は、商法第 341 条ノ 2 第 4 項の定めにより、本社債は本新株予約権付を分離して譲渡することはできない。
(9) 財務上の特約	本社債には、物上担保ならびに保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
	① 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち、商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の規定により新株予約権を行使したときに社債権者から社債の全額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす旨の取締役会決議を行っているものをいう。)に担保附社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 ② 当社が、本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保附社債信託法第 77 条の規定に準じて公告する。その他本新株予約権付社債には担保切換条項等一切の財務上の特約は付されていない。
(10) 取得格付	取得していない。
(11) 社債管理会社	本新株予約権付社債は商法第 297 条ただし書要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。
(12) 償還金支払事務取扱者	アクモス株式会社管理部
(13) 登録機関	該当事項なし。
9 上場申請の有無	無
10 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。	

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 2 回アクモス株式会社新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

11 割当先の概要

割当予定先の氏名又は名称			プロスペリティ 1 号投資事業組合
割当転換社債型新株予約権付社債			3 億円
払込金額			3 億円
割当予定先の内容	住所		東京都港区西新橋 1 丁目 1 9 番 6 号
	代表者の氏名		業務執行組合員 株式会社バーテックスリンク インベストメンツ
	資本の額（組合財産の総額）		3 億円
	事業の内容（組合の運営目的）		民法上の組合契約による投資（純投資）
	大株主（平成 - 年 - 月 - 日現在）		該当事項なし
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項なし
		割当先が保有している当社の株式の数	該当事項なし
	取引関係	営業取引	該当事項なし
		営業取引以外の取引	該当事項なし
		人事関係	該当事項なし
	当該転換社債型新株予約権付き社債の保有に関する事項		

割当予定先の氏名又は名称			プロスペリティ 2 号投資事業組合
割当転換社債型新株予約権付社債			3 億円
払込金額			3 億円
割当予定先の内容	住所		東京都港区西新橋 1 丁目 1 9 番 6 号
	代表者の氏名		業務執行組合員 株式会社バーテックスリンク インベストメンツ
	資本の額（組合財産の総額）		3 億円
	事業の内容（組合の運営目的）		民法上の組合契約による投資（純投資）
	大株主（平成 - 年 - 月 - 日現在）		該当事項なし
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項なし
		割当先が保有している当社の株式の数	該当事項なし
	取引関係	営業取引	該当事項なし
		営業取引以外の取引	該当事項なし
		人事関係	該当事項なし
当該転換社債型新株予約権付き社債の保有に関する事項			該当事項なし

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 2 回アクモス株式会社新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

割当予定先の氏名又は名称			プロスペリティ 3 号投資事業組合
割当転換社債型新株予約権付社債			3 億円
払込金額			3 億円
割当予定先の内容	住所		東京都港区西新橋 1 丁目 1 9 番 6 号
	代表者の氏名		業務執行組合員 株式会社パーテックスリンク インベストメンツ
	資本の額（組合財産の総額）		3 億円
	事業の内容（組合の運営目的）		民法上の組合契約による投資（純投資）
	大株主（平成 - 年 - 月 - 日現在）		該当事項なし
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項なし
		割当先が保有している当社の株式の数	該当事項なし
	取引関係	営業取引	該当事項なし
		営業取引以外の取引	該当事項なし
		人事関係	該当事項なし
当該転換社債型新株予約権付き社債の保有に関する事項			該当事項なし

割当予定先の氏名又は名称			ルシール 1 号投資事業組合
割当転換社債型新株予約権付社債			3 億円
払込金額			3 億円
割当予定先の内容	住所		東京都港区西新橋 1 丁目 1 9 番 6 号
	代表者の氏名		業務執行組合員 株式会社パーテックスリンク インベストメンツ
	資本の額（組合財産の総額）		3 億円
	事業の内容（組合の運営目的）		民法上の組合契約による投資（純投資）
	大株主（平成 - 年 - 月 - 日現在）		該当事項なし
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項なし
		割当先が保有している当社の株式の数	該当事項なし
	取引関係	営業取引	該当事項なし
		営業取引以外の取引	該当事項なし
		人事関係	該当事項なし
当該転換社債型新株予約権付き社債の保有に関する事項			該当事項なし

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 2 回アクモス株式会社新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

割当予定先の氏名又は名称			ルシール 2 号投資事業組合
割当転換社債型新株予約権付社債			3 億円
払込金額			3 億円
割当予定先の内容	住所		東京都港区西新橋 1 丁目 1 9 番 6 号
	代表者の氏名		業務執行組合員 株式会社パーテックスリンク インベストメンツ
	資本の額（組合財産の総額）		3 億円
	事業の内容（組合の運営目的）		民法上の組合契約による投資（純投資）
	大株主（平成 - 年 - 月 - 日現在）		該当事項なし
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項なし
		割当先が保有している当社の株式の数	該当事項なし
	取引関係	営業取引	該当事項なし
		営業取引以外の取引	該当事項なし
		人事関係	該当事項なし
	当該転換社債型新株予約権付き社債の保有に関する事項		

12 転換社債型新株予約権付社債発行の日程(予定)

平成17年2月16日(水)	転換社債型新株予約権付社債取締役会発行決議
平成17年2月16日(水)	有価証券届出書提出日(EDINET)
平成17年2月17日(木)	法定公告
平成17年2月24日(木)	有価証券届出書の訂正届出書提出日(EDINET)
平成17年3月4日(金)	有価証券届出効力発生日
平成17年3月7日(月)	申込期間開始日
平成17年3月8日(火)	申込期間最終日
平成17年3月8日(火)	転換社債型新株予約権付社債払込期日
平成17年3月9日(水)	新株予約権行使開始日

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回アクモス株式会社新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

Ⅱ. 第2回アクモス株式会社新株予約権(第三者割当方式)

1 新株予約権の割当等

- | | | |
|------|---------|------------------------------|
| (1) | 発行数 | 70個 |
| (2) | 発行価額の総額 | 金700,000円 |
| (3) | 発行価額 | 金10,000円(1株につき100円) |
| (4) | 申込手数料 | 該当事項なし |
| (5) | 申込単位 | 1個 |
| (6) | 申込期間 | 平成17年3月7日(月)から平成17年3月8日(火)まで |
| (7) | 申込証拠金 | 新株予約権証券1個につき10,000円 |
| (8) | 申込取扱場所 | アクモス株式会社 管理部 |
| (9) | 払込期日 | 平成17年3月8日(火) |
| (10) | 払込取扱場所 | ユーエフジェイ信託銀行株式会社 本店営業部 |

- (注) 1.本新株予約権証券の発行は、平成17年2月16日開催の当社取締役会決議による。
2.全新株予約権証券を7の割当先に割当て、一般募集は行わない。
3.申込方法は、申込期間内に新株予約権申込証に申込証拠金を添えて申込取扱場所へ申込むものとする。
4.申込証拠金は、払込期日に新株予約権払込金に振替充当する。
5.申込証拠金には、利息を付さない。
6.申込期間に申込みがない場合には、当該新株予約権証券に係る引受権は消滅する。

7. 当社と割当予定先との関係等 (平成17年2月15日現在) は以下の通りである。

割当予定先の氏名又は名称			エスぺランス 1 号投資事業組合
割当新株予約権証券数			25 個
払込金額			250,000 円
割当予定先の内容	住所		東京都港区西新橋 1 丁目 1 9 番 6 号
	代表者の氏名		業務執行組合員 株式会社パーテックスリンク インベストメンツ
	資本の額（組合財産の総額）		1 億円
	事業の内容（組合の運営目的）		民法上の組合契約による投資（純投資）
	大株主（平成 - 年 - 月 - 日現在）		該当事項なし
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項なし
		割当先が保有している当社の株式の数	該当事項なし
	取引関係	営業取引	該当事項なし
		営業取引以外の取引	該当事項なし
		人事関係	該当事項なし
当該新株予約権証券の保有に関する事項			割当新株予約権証券の全部または一部を発行日から 2 年以内に譲渡した場合は、直ちに当該内容を報告しかつ開示する旨の確約を依頼する予定です。

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回アクモス株式会社新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

割当予定先の氏名又は名称			エスペランス 2 号投資事業組合
割当新株予約権証券数			25 個
払込金額			250,000 円
割当予定先の内容	住所		東京都港区西新橋1丁目19番6号
	代表者の氏名		業務執行組合員 株式会社バーテックスリンク インベストメンツ
	資本の額(組合財産の総額)		1 億円
	事業の内容(組合の運営目的)		民法上の組合契約による投資(純投資)
	大株主(平成一年一月一日現在)		該当事項なし
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項なし
		割当先が保有している当社の株式の数	該当事項なし
	取引関係	営業取引	該当事項なし
		営業取引以外の取引	該当事項なし
		人事関係	該当事項なし
当該新株予約権証券の保有に関する事項			割当新株予約権証券の全部または一部を発行日から 2 年以内に譲渡した場合は、直ちに当該内容を報告しかつ開示する旨の確約を依頼する予定です。

割当予定先の氏名又は名称			エスペランス 3 号投資事業組合
割当新株予約権証券数			20 個
払込金額			200,000 円
割当予定先の内容	住所		東京都港区西新橋 1 丁目 1 9 番 6 号
	代表者の氏名		業務執行組合員 株式会社バーテックスリンク インベストメンツ
	資本の額（組合財産の総額）		1 億円
	事業の内容（組合の運営目的）		民法上の組合契約による投資（純投資）
	大株主（平成 - 年 - 月 - 日現在）		該当事項なし
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項なし
		割当先が保有している当社の株式の数	該当事項なし
	取引関係	営業取引	該当事項なし
		営業取引以外の取引	該当事項なし
		人事関係	該当事項なし
当該新株予約権証券の保有に関する事項			割当新株予約権証券の全部または一部を発行日から 2 年以内に譲渡した場合は、直ちに当該内容を報告しかつ開示する旨の確約を依頼する予定です。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 2 回アクモス株式会社新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2 新株予約権発行要領

- | | | |
|-----|-------------------------------------|---|
| (1) | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) | 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>7,000株（新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株）
 当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。</p> <p>ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・併合の比率</p> |
| (3) | 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>当社普通株式 1 株につき金 56,000 円</p> <p>なお、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により 1 株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後払込価額 = 調整前払込価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$</p> <p>また、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は次の算式により調整される。（なお、次の算式において「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し、または自己株式を処分する場合には、「新発行・処分株式数」には当該発行または処分される株式数を含むものとする。）</p> <p>ただし、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> $\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ |
| (4) | 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 金392,000,000円 |
| (5) | 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>当社普通株式 1 株の発行価額 金56,000円
 当社普通株式の資本組入額 金28,000円</p> <p>資本組入額は、発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。</p> |
| (6) | 新株予約権の行使期間 | <p>本新株予約権者は、平成17年3月9日から平成19年3月7日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下、「行使請求」という。）ができる。ただし、行使請求期間を経過した本新株予約権については行使請求することができない。</p> |
| (7) | 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1．新株予約権の行使請求受付場所
 名義書換代理人事務取扱者
 ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2．行使請求取次場所：
 アクモス株式会社 管理部</p> <p>3．新株予約権の行使請求の払込取扱場所
 ユーエフジェイ信託銀行株式会社 本店営業部</p> <p>4．新株予約権の行使請求の方法
 行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書を本欄2．記載の行使請求取次場所に提出したうえで、本欄3．記載の払込取扱場所に行使額相当額の払込みを行うものとする。</p> |
| (8) | 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。 |

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回アクモス株式会社新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (9) 新株予約権の消却事由及び消却の条件
1. 当社が吸収合併による消滅、ならびに株式交換または移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に残存する本新株予約権の全部を消却することができる。
2. 当社は前項による新株予約権の消却を行う場合、本新株予約権者に対し、無償で消却することができる。
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
- 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会による譲渡承認を受けなければならないものとする。

(11) 新株予約権の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(12) 新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使により交付する株式に対する利益配当金または中間配当金(商法第 293 条ノ 5 による金銭の分配) は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間 (現在 12 月 31 日および 6 月 30 日に終了する各 6 ヶ月の期間) のはじめに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなしてこれを支払う。

(13) 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。

(14) 新株予約権証券の発行

本新株予約権証券の発行は、これを行わないものとする。

(15) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(16) 新株予約権発行日程(予定)

平成 17 年 2 月 16 日(水)	第 2 回新株予約権取締役会発行決議(発行・条件決議)
平成 17 年 2 月 16 日(水)	有価証券届出書提出日(EDINET)
平成 17 年 2 月 17 日(木)	法定公告
平成 17 年 2 月 24 日(木)	有価証券届出書の訂正届出書提出日(EDINET)
平成 17 年 3 月 4 日(金)	有価証券届出効力発生日
平成 17 年 3 月 7 日(月)	申込開始日
平成 17 年 3 月 8 日(火)	申込期日
平成 17 年 3 月 8 日(火)	新株予約権払込期日
平成 17 年 3 月 9 日(水)	新株予約権行使開始日

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 2 回アクモス株式会社新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【ご参考】

1. 資金使途

(1)調達資金の使途

当社は、グループ傘下の事業会社への投融資およびM&Aによるグループ企業の拡大を成長戦略の柱としております。そこで、M&A資金と子会社(将来の買収予定を含む)への投融資需要に備えて、いずれも第三者割当により、第1回無担保転換社債型予約権付社債および第2回新株予約権を発行することといたしました。

手取概算額1,792百万円は、当社グループの買収資金、買収後の子会社の財務体質改善や成長支援のための資金に充当する予定であります。なお、今後のM&A等の計画については、具体的になり次第、速やかに詳細を開示したいと考えております。

(2)前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。なお、平成16年9月21日発行の第1回新株予約権証券の権利行使により、権利行使を終えた行使額の総額は、276百万円(平成17年1月31日現在)となっておりますが、平成16年12月1日に実施した株式会社インタービジョンコンソーシアムの子会社化は、株式交換によって進めたため、これらの資金は、M&A資金として社内留保してあります。

(3)業績に与える見通し

今後のM&Aの実施による子会社化により業績に与える影響等につきましては、具体的な計画が整い次第、速やかに詳細を開示したいと考えております。

2. 株主への利益配分

(1)利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元策を最重要政策の一つと認識しております。

(2)配当決定に当たっての考え方

平成16年6月決算において繰越損失を計上しており、現状では内部留保が優先されますので、早期に業績を向上させ、皆様のご期待にお応えできるよう引き続き努力いたします。

(3)過去の決算期間の配当状況

無配となっております。

3. その他

(1)潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、直近(平成17年1月末)の発行済株式数に対する潜在株式数の比率は51.12%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、旧商法280条/19の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)、第1回新株予約権証券、および今回発行する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、第2回新株予約権証券の全てが権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式数で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回アクモス株式会社新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(1) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

①過去3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第1回新株予約権(株主割当)	
発行新株予約権数	12,046 個(株)
新株予約権の発行価格	無償
発行価格総額	361, 380千円
行使価額	1 個につき 30,000 円(1 株につき 30,000 円)
発行日	平成 16 年 9 月 21 日
行使率	76.6%

(注)平成17年1月31日現在9,226個の新株予約権が権利行使されております。

②過去3年間の株価の推移

	平成14年7月期	平成 15 年 6 月期	平成 16 年 6 月期	平成 17 年 6 月期
始 値	220, 000円	142, 000円	89, 700円	144, 000円
高 値	295, 000円	158, 000円	719, 000円 ※157, 000円	145, 000円
安 値	135, 000円	50, 000円	73, 000円 ※130, 000円	41, 900円
終 値	142, 000円	92, 000円	558, 000円 ※145, 000円	56, 000円
株価収益率	157. 68倍	—	1, 059.86倍	—

- (注)
- ※印は株式分割による権利落後の株価で表示しております。
 - 平成17年6月期については平成17年2月15日現在で表示しています。
 - 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値を記載しております。なお、平成15年6月期については、当期純損失のため記載を省略しております。

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回アクモス株式会社新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。